

福島県保育士就職準備金貸付要領

(目的)

第1 この実施要領は、現在勤務していない保育士が保育所等へ就職する際の資金（以下、「就職準備金」という）を貸付けるために必要な事項を定めることにより、保育士人材の確保並びに定着を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 この就職準備金に係る貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象者)

第3 次の(1)から(4)の要件をすべて満たす方

(1)保育士登録後、1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業者若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者

(2)以下のアから掲げる施設又は事業を離職後1年以上経過した、または当該施設又は事業に勤務経験がない方

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3)保育所等に新たに週20時間以上勤務する保育士であること

(4)保育所等に新たに勤務する者

(貸付対象者の募集人数)

第4 就職準備金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の募集を行う人数は別に定める。

(貸付回数及び貸付額)

第5 就職準備金貸付の貸付回数は一人当たり一回限りとする。また、貸付額は400,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第6 就職準備金の貸付は、県社協会長と第3による貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 就職準備金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収するものとする。

(貸付の申請)

第7 申請者は、次の書類を別に定める期日までに県社協会長に提出するものとする。

(1) 就職準備金貸付申請書（様式1）

(2) 住民票抄本

- (3) 就職先の雇用契約書、雇用条件通知書の写しまたは内定通知書等の写し
※勤務時間（週 20 時間以上）が確認できる書類を提出すること。
- (4) 保育士証の写し
- (5) その他県社協会長が必要と認める書類

（連帯保証人）

- 第 8 申請者は連帯保証人を立てるものとし、貸付対象者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければならない。連帯保証人は借受人と連帯して貸付けた就職準備金の返還の債務を負担するものとする。
- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、債務を連帯保証できない状況にある場合は、債務を連帯して補償できる者を立てるものとする。

（審査及び決定）

- 第 9 県社協会長は、申請者から提出のあった書類をもって審査し、貸付の可否を決定するものとする。
- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を再就職準備金貸付（承認・不承認）決定通知書（様式 2）により、就職準備金の貸付申請者に通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

- 第 10 前第 9 により就職準備金の貸付の決定通知を受けた申請者は、決定通知のあった日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出するものとする。
- (1) 就職準備金借用証書（様式 3）
 - (2) 就職準備金送金口座（申込・変更）申請書（様式 4）
 - (3) 送金口座通帳の写し（コピー）
 - (4) 個人情報の取扱に関する同意書（様式 5）
 - (5) 印鑑登録証明書（発行より 3 ヶ月以内）
 - (6) その他県社協会長が必要と認める書類
- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、再就職準備金の貸付を辞退したものとみなす。

（就職準備金の交付）

- 第 11 県社協会長は、第 10 により書類の提出があったときは、当該貸付決定に係る就職準備金を交付するものとする。
- 2 就職準備金の交付は一括によるものとし、申請者より申出のあった口座に振込により送金するものとする。
 - 3 前 2 項による交付の時期は、貸付決定日の翌月末日までに送金するものとする。

（貸付契約の解除）

- 第 12 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
- (1) 保育所等を退職したとき
 - (2) 保育所等からの採用を辞退した時または採用が取り消しになったとき。
 - (3) 就職準備金の貸付を辞退したとき。
 - (4) 虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (5) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったとみとめられるとき。

- (6) 死亡したとき。
- (7) その他の再就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第 13 県社協会長は、借受人が福島県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし当該業務従事期間には算入しない）これらの業務に従事した時は貸し付けた就職準備金に係る返還債務を免除できるものとする。

ただし、法人、施設・事業所等における人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間についても本条に定める期間に含めることができる。

- 2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の履行猶予)

第 14 県社協会長は、借受人が福島県内の保育所等の業務に従事しているとき、または災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができるものとする。

(返還猶予の申請等)

第 15 借受人は、第 14 に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 就職準備金返還猶予申請書（様式 6）
- (2) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類

- 2 県社協会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査のうえ再就職準備金返還猶予申請結果通知書（様式 7）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(返還債務の裁量免除)

第 16 県社協会長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた就職準備金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除することができるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた就職準備金を返還することができなくなったときは、返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、再就職準備金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3) 福島県内において保育士業務に1年以上従事したときは返還債務の額の一部。

(返還債務の免除の申請等)

第 17 借受人は、第 16 の第 1 項から第 3 項に該当するに至ったときは速やかに、次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあっては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 就職準備金返還免除申請書（様式 8）

- (2) 在職証明書（様式 13）又は在職を証明できる書類
 - (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、審査のうえ、就職準備金返還免除申請結果通知書（様式 9）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第 18 就職準備金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（返 還）

第 19 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた就職準備金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 当該施設・事業所に就業から 2 年以内に退職した場合
 - (2) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であって、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、第 14 による返還債務の履行が猶予された期間と、返還免除対象業務を合算した期間とする。ただし、2 年を上限とする。
- 3 前 1 項のほか、虚偽その他不正な方法により就職準備金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた就職準備金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。
- 4 借受人は、前 1 項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から 14 日以内に就職準備金返還計画届（様式 10）を県社協会長に提出しなければならない。
- 5 県社協会長は、前 4 項の返還届に基づき、就職準備金返還通知書（様式 11）により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

（延滞利子）

第 20 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付けた就職準備金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。
- 3 前項に規定する延滞利子の計算は、年 365 日として計算するものとする。

（届出義務）

第 21 借受人は、貸付けた就職準備金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、その旨を直ちに県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 借受人の住所・氏名・勤務先に変更があったとき。（様式 12）
- (2) 借受人が業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。（事実を証明する書類）
- (3) 就職準備金の貸付を辞退するとき。（様式 12）

(4) 借受人が対象外業務に従事したとき、又は退職したとき。(様式 12)

(5) 連帯保証人の氏名・住所又は職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
(様式 12)

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は就職準備金借受人等届出事項変更届(様式 12)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出しなければならない。
- 3 借受人は、返還免除対象業務に従事中は、毎年 1 回「在職証明書」(様式 13)を県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第 22 県社協会長は、第 21 に定める書類のほか、必要があるときは、借受人に対し、就職準備金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

附 則

- 2 この要領は、平成 28 年 12 月 21 から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

- 3 この要領は、平成 29 年 2 月 17 から施行し、平成 28 年 10 月 11 日からの貸付者に適用する。

附 則

- 4 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。